

預金約款（〈銀行代理店〉の預金商品）の改定のお知らせ

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

野村信託銀行株式会社は、2024 年 4 月 1 日付で預金約款を以下の通り改定いたします。

1. 改定理由

2024 年 4 月 1 日に「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（以下「口座管理法」）が施行されることに伴い、お客様から当社に対し、口座管理法に基づき個人番号を利用した預金口座の管理に係るお申し出をいただけるようになることを踏まえ、お申し出の手続きを明示するもの。

2. 2024 年 4 月 1 日に改定する預金約款

- 自動継続外貨定期預金・普通預金約款（銀行代理店用）（新トルコリラ預金・米ドル預金 専用）
- 通貨オプション付定期預金約款（銀行代理店用）

3. 改定内容

以下の新旧対照表の通りです。

自動継続外貨定期預金・普通預金約款（銀行代理店用）新旧対照表

2024 年 4 月 1 日改定

（下線部変更）

新	旧
<p>第 1 章 共通</p> <p>13-2. 口座管理法に基づく申出</p> <p>（1） お客様（個人に限ります。）は、 <u>「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」</u>（本約款において、「口座管理法」とい</p>	<p>第 1 章 共通</p> <p>13-2. 口座管理法に基づく申出</p> <p>新設のため該当なし</p>

います。)第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。)の利用による預金口座の管理(以下、「預金口座付番」といいます。)を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社営業業務部(電話 03-5202-1688)へご連絡ください。

① 災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。

② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預金口座を特定するために利用され得るものであること。

(2) 預金口座付番の申出に際し、以下のご留意点についてご確認ください。

① 本申出を行うお客様名義の全ての預金口座が付番対象となります。

② 本申出をいただく際、お客様の氏名・住所・生年月日・個人番号等を確認させていただきます。お届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続きを行っていただく必要があります。

③ 本申出によりご提出いただいた個人情報・個人番号の利用目的については、当社ホームページのそれぞれ「個人情報保護方針」(https://www.nomura-trust.co.jp/company/policy/privacy_policy.html)・

<p>「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」(https://www.nomura-trust.co.jp/company/policy/tokutei.html)をご参照ください</p> <p>④ 預金口座付番の結果については、郵送で通知します。</p> <p>⑤ 本申出をいただく際、「預金口座付番申込書」に加えて、氏名・住所等が確認できる本人確認書類として顔写真付きの公的書類(1点)または顔写真のない公的書類(2点)、および、個人番号が確認できる書類として最新の記載のある「個人番号カード」等をご提示またはご提出いただきます。詳細は「預金口座付番申込書」に記載しています。</p>	
---	--

通貨オプション付定期預金約款（銀行代理店用）新旧対照表

2024年4月1日改定

(下線部変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">第1章 共通</p> <p>13-2. 口座管理法に基づく申出</p> <p>(1) お客様（個人に限ります。）は、<u>「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」</u>（本約款において、「口座管理法」といいます。）第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）の利用による預金口座の管理（以下、「預金口座付番」</p>	<p style="text-align: center;">第1章 共通</p> <p>13-2. 口座管理法に基づく申出</p> <p>新設のため該当なし</p>

といたします。)を申し出ることができません。この申し出を希望するお客様は、当社営業業務部(電話 03-5202-1688)へご連絡ください。

① 災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。

② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預金口座を特定するために利用され得るものであること。

(2) 預金口座付番の申出に際し、以下のご留意点についてご確認ください。

① 本申出を行うお客様名義の全ての預金口座が付番対象となります。

② 本申出をいただく際、お客様の氏名・住所・生年月日・個人番号等を確認させていただきます。お届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続きを行っていただく必要があります。

③ 本申出によりご提出いただいた個人情報・個人番号の利用目的については、当社ホームページのそれぞれ「個人情報保護方針」(https://www.nomura-trust.co.jp/company/policy/privacy_policy.html)・「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」(<https://www.nomura-trust.co.jp/company/policy/tokutei.html>)をご参照ください

④ 預金口座付番の結果については、郵送で通知します。

<p>⑤ 本申出をいただく際、「預金口座付番申込書」に加えて、氏名・住所等が確認できる本人確認書類として顔写真付きの公的書類(1点)または顔写真のない公的書類(2点)、および、個人番号が確認できる書類として最新の記載のある「個人番号カード」等をご提示またはご提出いただきます。詳細は「預金口座付番申込書」に記載しています。</p>	
---	--

このお知らせの内容等に関するご照会は、こちらへお問合せください。
ご照会先：営業業務部（電話 03-5202-1688）

以上